

葉山町枯れ松防除補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松くい虫による被害を抑制し、もって自然環境の保全を図るため、枯れ松の伐倒駆除及び薬剤の樹幹注入（以下「防除」という。）を行った者に対し、防除に要した費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 松くい虫とは、松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ昆虫をいう。

(2) 枯れ松とは、松くい虫の被害により枯死した松をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら所有し、又は管理する町内の土地（国又は他の地方公共団体が所有するものを除く。）で松の防除に要した費用を負担した者とする。

2 補助対象となる松は、次に定めるものとする。

(1) 伐倒駆除は地上高 1.2mの直径が 10 c m以上のものであって、枯死後最初の 5月末日までに伐倒したもの

(2) 樹幹注入は地上高 1.2mの直径が 20 c m以上のものであって、健康なもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、枯れ松の伐倒駆除に要した費用の 2分の 1とし、松 1本につき 1万円（法人にあっては 5,000円）を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 樹幹注入に対する補助金の額は、松 1本につき 5,000円（法人にあっては 2,000円、かつ、1年度につき 1万円まで）を限度とする。

3 補助金は予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、葉山町枯れ松防除補助金交付申請書（第 1号様式）に防除に要した費用の領収書の写し、同意書（土地の所有者が申請者と異なる場合に限る。）及び次に掲げる写真を添えて申請しなければならない。

(1) メジャー等を用いて地上高 1.2mの直径がわかるもの

(2) 松の全体がわかる施工前のもの及び施工後（樹幹注入は施工中）のもの

2 前項の規定による申請は、防除を行った年度内にしなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適否を決定の上、葉山町枯れ松防除補助金交付決定通知書（第 2号様式）により通知しなければならない。

2 町長は、前項の決定に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付の取消又は返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全

部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、防除に係る費用を同日以後に支払ったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に支払った防除に係る費用から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に支払った防除に係る費用から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に防除を行ったものについて適用する。